

総合補償制度のご案内

パークス甲信越株式会社では、レンタル機械のご利用期間中に、万一の事故が発生した場合に補償できるパークス甲信越株式会社の「総合補償制度」をご用意いたしております。

昨今まことに遺憾ながら、建設機械・車輛等の盗難事件が、各地で発生しております。

また、工事現場において建設機械（運行中の車輛）の破損事故・人身事故等も発生しております。このような、レンタル機械のご利用期間中に発生する様々な事故に対して幅広く対応できる制度です。

是非「総合補償制度」へのご加入をお願い致します。

補償内容

	対象車種	補償内容	自己負担金	補償料金
動産補償制度	一般建設機械/ハウス/トイレ（ナンバー付を除く）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補償金額</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">損害額</div> </div> <p>レンタル中の機械が、破損・盗難等偶然な事故による損害を補償いたします。</p>	破損事故 1事故につき 3000円～40万円	【別紙賠償補償制度料金表をご覧ください】
			全損・盗難 5000円～120万円	
賠償補償制度	バックホー/クローラダンプ/タイヤショベル/ブルドーザー/フィニッシャー/コンプレッサー/発電機/投光機/その他（登録ナンバー無し車両）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対人</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1名1事故</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2億円</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対物</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1事故</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,000万円</div> </div> <p>お客様がオペレーションミス等により人を死傷させたり、物を破損した等、法律上の賠償責任が発生した時、お客様が負担する損害賠償金を補償いたします。</p>	1事故につき 5～10万円	
自動車補償制度	軽ダンプ/2トンダンプ/4トンダンプ/ユニック/高所作業車/グレーダー（登録ナンバー付車両）	<div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対人</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無制限</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">対物</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1事故</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">無制限</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">搭乗者</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">1名</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">2,000万円</div> </div> <div style="display: flex; align-items: center; margin-top: 5px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">車輛</div> → <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">時価額</div> </div>	1事故につき 7～40万円	

- 補償料金：弊社出庫日から弊社入庫日まで全日請求させていただきます。
- 加入期間：レンタル開始時より終了時までレンタル期間に関係なく、弊社出庫時から弊社入庫時まで補償対象とします。
- 自己負担金：事故発生時に、お客様にご負担頂く金額です。
- 1事故：1回の動作で生じた事故のことです。

動産補償 レンタル機械の損害を補償します

- レンタル機械の通常作業中で発生したレンタル事故による損害※1の破損による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における火災による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内における盗難※2による損害
- レンタル機械の保管中および作業中の現場内におけるいたずらによる損害
- レンタル機械の運送中の事故による損害

※1：通常作業中で発生した事故とは、日常点検を行い定められた正しい使用方法での作業中に発生した事故指します。故意により発生した事故については、通常作業中の事故とはなりません。

※2：盗難とは警察への届け出を行い警察にて盗難事故として受理された事故です。

事故例

- ・作業中に油圧ショベル等が操作ミスで横転し、キャビンが破損した。
- ・現場に置いてある建設機械が盗難されてしまった。
- ・廻送中、交通事故に遭い建設機械が荷台から滑り落ち破損した。
- ・現場で保管していた油圧ショベルが放火され、全焼してしまった。
- ・作業中、誤ってシリンダーをぶつけてしまい、破損させてしまった。

賠償責任補償 レンタル機械使用中の賠償責任を補償します

- レンタル機械での作業中の操作ミスによる損害について、第三者に対して負担すべき法律上の賠償責任（賠償責任補償で定める範囲以内）

※1：貴社において同様の保険に加入されている場合、貴社の保険と按分させていただく場合がございます。また、元請側が保険加入しており尚且つ元請側の過失が考えられる場合も同様です。

人身事故の場合、労災保険、労災上乗せ保険（傷害保険等）を優先させていただきます。

※2：弊社規定により多事故ユーザーには別途補償料の増額、及び、自己負担金の増額が課せられます。詳しくは担当者にお問い合わせ下さい。

事故例

- ・油圧ショベルを操作中に、通行人に接触し、重傷を負わせてしまった。
- ・ブルドーザーで作業中、操作を誤って第三者をケガさせてしまった。
- ・油圧ショベルを旋回させ誤って第三者の自動車にバケットをぶつけて破損させてしまった。
- ・油圧ショベルでガラを積込み中、操作ミスによって電話線を切断した。
- ・ブルドーザーで作業中操作を誤って現場内で運送業者のトラックにぶつけてしまった。

動産補償・賠償責任補償共通

- 故意、重大な過失による損害
- 戦争、変乱、暴動、労働争議等によって生じた災害
- 差押え、徴発、没収、破壊等、国または公共団体などの公権力の行使によって生じた損害
- じんあい、騒音、核汚染などによって生じた損害
- 地震、もしくは噴火など天災またはこれらによる津波によって生じた損害
- 核燃料物質、もしくは使用済み燃料による放射性、爆発性その他有害な特性による事故
- 事故に関わる間接損害※1
- その他保険会社の約款に定める免責事項
- 各種運転技能終了資格を有しない者の運転操作による事故の損害
(運転資格=各々レンタル機械・機器・車両を操作するための資格※2)
- 事故発生時の連絡が遅延した時、「総合補償制度」の補償が受けられない場合もあります。
- 補償対象外工事作業（海上工事、船上作業、トンネル工事、地下工事、縦坑内作業等）
 - ※1：事故発生時の車両入替費用、代替車両のレンタル料金、事故車両修理期間休車補償費用や、事故が原因により工期が延長になった為の損害費用等。
 - ※2：別紙「運転資格一覧表」をご覧ください。

<動産補償>

- 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作業油・オイル・冷却水・安全装置等）
- 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中に発生した損害
- バケツ、カッター、ゴムキヤタ等消耗品、管球類（ライト等）の損害
- 電氣的・機械的による損害（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
- アタッチメントの常時他と接する部分の損害
- 自然消耗、性質によるさび、かび、変質、虫食い、
- 置き忘れ、紛失による損害
- 台風、暴風雨、豪雨による洪水・高潮・土砂崩れ等の水災事故
- 凍結による損害
- 詐欺、横領による損害
- 所轄警察への届け出がなかった場合（盗難事故時）
- 部品の部分盗難（バッテリーのみ盗まれた等）
- ガラスの単独破損

<賠償責任補償>

- 賠償責任補償にて取り決めている賠償額を超える分の損害
- 事故を起こした人と死傷した被害者が同じ勤務社内の場合、及び、下請け関係にある企業との人身財物の事故
- 当社から借りた機械で他社から借りた機械を破損させた場合（被害物の貸主の補償を得てください）
- 重大な法令違反によって生じた損害
- 登録ナンバー付き自動車の所有、使用、管理に起因する賠償損害



ナンバー付き
車両の場合

補償の対象となる損害

自動車補償 登録ナンバー付き車両の事故を補償します

- レンタル車両使用中における車両損害事故及び賠償責任事故を補償いたします。
(Wレンタル車両の場合は、調達元の補償制度の内容通り)
- ※ 1：搭乗者傷害補償と自損事故補償については、労災保険・労災上乗せ保険等が優先され、その不足分を補償するものです。
- ※ 2：小型特殊機械（市町村ナンバー）については自賠責保険のみとします

対象車種	補償内容		自己負担金	
レンタル車両 (ライトバン/軽 ダンプ/軽ワゴン/ ダンプカー/高所 作業車トラック式 /クレーン付トラ ック等)	車両補償		盗難・全損は時価額	別紙 [※] ト料自己 負担金一覧表の通り
			部分損害はその実損額	
	対人賠償責任補償		無制限	5万円～10万円
	対物賠償責任補償		無制限	
ナンバー付建設 機械 (タイヤショベル/ ローラー等)	搭乗者傷害 保証	死亡・ 後遺障害	最高2000万円	0円
		入院日額	15,000円	
		通院日額	10,000円	
自損事故補償		最高1,500万円	0円	

休車損害

上記お客様負担金とは別に、レンタル車両の部分損害事故修理期間の休車損害（修理期間相当分のレンタル代金）をご負担いただきます。但し、全損・盗難事故の休車損害については2か月相当分のレンタル代金を別途請求させていただきます。なお、前回の全損・盗難から1年以内に全損・盗難事故が発生した場合には、休車損害を倍額とさせていただきます。

第三者への転貸

当社の直接のユーザーとなる皆様以外への転貸は認めておりません。やむを得ない事情がある場合は当社担当者へ事前にご一報願います



自動車補償

<車両補償>

- 常識的始業点検を怠った使用によるもの（作業油・オイル・冷却水・安全装置等）
 - 製造元が定める「正しい使用方法」以外での使用中や、危険な運転に基づき発生した損害
 - 車両もしくは車両に付属する機械の能力を超えた使用（クレーンの吊上げ重量制限を越えた等）、及び不適当な使用（用途外使用）による損害
 - 許容加重を超えた作業や、高所作業のブームで鉄骨等を押さえる・支える等の作業で生じた損害、取扱説明書等によらず、作業者が独自に判断した結果生じた破損・事故等
 - 不適当な管理状況（鍵を付けたままでの放置等）での盗難による損害
 - タイヤ等消耗品、管球類（ライト等）、荷台及びあおりの損害
 - 故障損害やその他電氣的・機械的による損害（お客様の不注意によるエンジン焼付け等）
 - 欠陥・磨耗・腐食・さび・かび・虫食いその他自然の消耗による損害
 - 塗料、生コン、アスファルトの付着等の汚損、溶接等の火花による損害
 - 凍結による損害（ラジエーター等）
 - 加入者および当社の許可のない者の利用による事故
- 等

<賠償補償>

- 法的な賠償責任額を超える分の損害および補償制度の限度額を超える損害
 - 事故を起こした本人と死傷した被害者が、父母・配偶者・子供・同居の親族・会社同僚の場合
 - 加入者の会社及び同じ現場内の他社（下請、元請、施主等）が所有・使用・管理する財物に生じた損害
 - 運転者の会社（JV及び共同作業従事者を含む）及び個人が所有・使用・管理する財物の破損損害
 - 運転者またはその父母・配偶者・子供・同居の親族が所有・使用・管理する財物に生じた損害
 - お客様の請負っている工事対象物そのものの損害。（建築中の建物を破損した等）
 - 加入者および当社の許可のない者の利用による事故や危険運転による事故
- 等

その他搭乗者補償などにも対象とならない事故が設定されています。

詳細は当社までお問い合わせください

補償 対象外 事故例

- ・クレーンの格納を怠り、トンネルにクレーン部分をぶつけ破損してしまった。
- ・積載荷重オーバーした車両が走行し、カーブを曲がりきれずに横転してしまった。
- ・レンタル車両の鍵をサンバイザーにはさみ、現場に保管していた為、簡単に盗難されてしまった。
- ・除雪中に、雪に隠れていた消火栓や手押し信号のボタンを破損してしまった。
(場合によっては補償対象となるケースもございますのでご連絡ください。)
- ・エンジンの不調がわかっていたにもかかわらず、無理な運転をしてエンジンが破損してしまった。
- ・レンタル車両のタイヤがパンクしてしてしまった。

補償となる事故例と補償出来ない事故例

動産補償

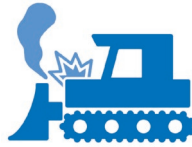
建設機械の
破損・曲損。



建設機械の
盗難。



電気、機械的
事故によるもの。



故意、または重大
な法令違反に起
因する損害。



紛失・置き忘れに
よる損害。



錆・変質・
変色

無免許及び
酒気帯運転
等による事故。

地震、噴火、
津波による
損害。

自然の消耗等
による損害。
ゴムヤケ等

賠償事故

建設機械で
第三者の財物を
破損した。



ナンバー無し
建機での公道
走行中における
賠償事故。



自分の所有・
使用・管理物の
損害。



建設機械で
下請け会社の
従業員をケガ
させた。



オペレーターと
人身事故被害者
が同じ勤務先の
場合。
(同僚間災害)



万一事故が起こったときは

1 まず負傷者の救護を

ケガをされた方がいる場合は、医師、救急車が到着するまで可能な応急処置を行うことが最優先です。

2 路上などの危険防止を

交通事故が発生した場合は、続発を防ぐため車輛を安全な場所へ移動させて下さい。又は物損の場合も同様に損害が拡大しないよう応急措置を行って下さい。

3 警察へ事故の届出を

- 事故の場合は必ず警察へ届けて下さい。（人身事故の場合は人身扱いの届出が必要です。）（道路上の交通事故は道交法第72条により警察届出が義務づけられています。）
- 盗難事故（車輛・機械など）の場合は必ず警察へ「盗難事故」として届出をしてください。
- その他公官庁への届出が必要な場合は所定の届出をしてください。

4 ただちに当社営業所までご連絡を

事故の大小にかかわらず事故の内容をご連絡ください。

- 事故発生の日時
- 事故発生の場所
- お客様のお名前・住所・連絡先（TEL、FAX、担当者名）運転者氏名・お客様との関係・免許内容・事故車のレンタル番号又は登録番号・損害の内容及び程度。
- 事故の状況（交通事故の場合は道幅、道路標識、双方の速度なども）
- 相手の住所、氏名、会社名、電話番号など
（物損事故）…車両損害の場合→損害内容、車名、登録番号、修理工場、電話番号
その他の被害物の場合→被害物名、損害内容、修理業者名、電話番号
（人身事故）…ケガの内容、病院名、電話番号
- 搭乗者にケガがある場合…負傷者名、ケガの内容、病院名、電話番号

その他

人身事故の場合は、特に被害者へのお見舞いをしてください。

対物事故については、損害物の写真撮影をお願い致します。

ご注意

- 賠償金の確定・示談の決定などには保険会社の承認といたします。
万一独自による和解等により過重された賠償金の請求が発生しても補償できません。
- 盗難事故の場合、警察が「盗難事故」として扱っていることが補償の条件です。
- 貸渡期間が2日以上となる場合には、日常点検はお客様が実施してください。
- 過失割合に関係なく発生した修理金額分の自己負担金をご負担となります。
- 人身事故において、労災が適応されるべき事故は労災を優先していただきます。

資格一覧表

機械名	区分	公道走行の 運転資格 (免許)	作業装置操作資格及び教育講習内容	
油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械 (整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械 (整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ブレーカー付 油圧ショベル	機体重量3t未満		車両系建設機械 (解体用)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械 (解体用)	技能講習
ホイールローダ (0.2~1.1)	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	車両系建設機械 (整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	車両系建設機械 (整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ブルドーザ	機体重量3t未満		車両系建設機械 (整地, 運搬, 積込, 掘削)	特別教育
	機体重量3t以上		車両系建設機械 (整地, 運搬, 積込, 掘削)	技能講習
ローラ	機体重量3t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	ローラの運転の業務	特別教育
	機体重量3t以上	(白ナンバー) 大型特殊	ローラの運転の業務	技能講習
クローラダンプ ホイールキャリ	最大積載1t未満		不整地運搬車	特別教育
	最大積載1t以上		不整地運搬車	技能講習
フォークリフト	最大荷重1t未満	(緑ナンバー) 小型特殊以上	フォークリフトの運転	特別教育
	最大荷重1t以上	(白ナンバー) 大型特殊	フォークリフトの運転	技能講習
高所作業車	作業床の高さ 10m未満	普通免許以上 (スカイマスター・ リフトトラック)	高所作業車の運転	特別教育
	作業床の高さ 10m以上		高所作業車の運転	技能講習
クレーン付トラック クローラクレーン	吊上荷重1t未満	普通免許以上 (クレーン付 トラック)	移動式クレーンの運転	特別教育
	吊上荷重1t以上 5t未満		小型移動式クレーンの運転	技能講習
ホイスト	吊上荷重5t未満		クレーンの運転	特別教育
	吊上荷重5t以上		床上操作式クレーン	技能講習
玉掛け	吊上荷重1t未満 のクレーン		玉掛けの作業	特別教育
	吊上荷重1t以上 のクレーン		玉掛けの作業	技能講習